

公 告

掲示第 121 号

長崎三重式見港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する件

関税法第 24 条第 1 項の規定に基づき、長崎三重式見港における外国往来船と陸地との交通場所等を下記のとおり指定する。

なお、本指定に伴い、「長崎三重式見港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示」(昭和 54 年 6 月 1 日公示) は廃止する。

平成 27 年 8 月 25 日

長崎税関長 齋藤 和久

1 貨物（船用品及び携帯品を除く。）の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
長崎三重式見港	(1) 長崎港小ヶ倉柳埠頭地区指定保税地域の北側岸壁西端から 424.20m (水深 10m、7.5m 及び 5.5m)、西側岸壁 272.28m (水深 12m) 及び南側岸壁 213.10m (水深 10m) (2) 長崎魚市場浮き桟橋のうち 1 号浮き桟橋から 3 号浮き桟橋まで (3) 西部瓦斯株式会社長崎 LNG 基地 小江 LNG 桟橋 (4) 大東タンクターミナルビル株式会社 長崎油槽所第 1 桟橋及び第 2 桟橋	長崎市小ヶ倉町 3 丁目 76 番 39、76 番 42~43、76 番 94、76 番 99~107、76 番 109 地先 長崎市京泊町 1589 番地 3 長崎市小江町 2734 番 67 地先 長崎市土井首町 437 番	

2 船用品及び携帯品の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
長崎三重式見港	(1) 常盤桟橋 (2) 出島税関桟橋 (3) 長崎港小ヶ倉柳埠頭地区指定保税地域の北側岸壁西端から 424.20m (水深 10m、7.5m 及び 5.5m)、西側岸壁 272.28m (水深 12m) 及び南側岸壁 213.10m (水深 10m) (4) 松が枝岸壁北端から南西へ 360m (水深 12m) (5) 出島岸壁北端から南へ 225m (水深 10m) (6) 西部瓦斯株式会社長崎 LNG 基地 小江 LNG 桟橋 (7) 大東タンクターミナルビル株式会社 長崎油槽所第 1 桟橋及び第 2 桟橋	長崎市常盤町 22 番 15 長崎市出島町 268 番 10 長崎市小ヶ倉町 3 丁目 76 番 39、76 番 42~43、76 番 94、76 番 99~107、76 番 109 地先 長崎市松が枝町 53 番 4 長崎市常磐町 1 番 長崎市小江町 2734 番 67 長崎市土井首町 437 番	ただし、当該岸壁に接岸した船舶にその接岸場所から直接積卸する場合に限る。

3 船舶と陸地との交通場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
長崎三重式見港	(1) 常盤桟橋 (2) 出島税関桟橋 (3) 長崎港小ヶ倉柳埠頭1番～9番ゲート (4) 松が枝岸壁北端から南西へ360m (水深12m) (5) 出島岸壁北端から南へ225m (水深10m) (6) 西部瓦斯株式会社長崎LNG基地 小江LNG桟橋 (7) 大東タンクターミナルビル株式会社長崎 油槽所第1桟橋及び第2桟橋に設置された ゲート	長崎市常盤町22番15 長崎市出島町268番10 長崎市小ヶ倉町3丁目76 番94、101、103、105、105 番地先 長崎市松が枝町53番4 長崎市常磐町1番 長崎市小江町2734番67 長崎市土井首町437番	ただし、当該岸壁に接岸した船舶にその接岸場所から直接交通する場合に限る。 ただし、(3)に掲げる場所において、乗組員が下船後フェンスの外に出ることなく乗船する場合は、同区域内を指定交通場所とみなす。 ただし、左の(6)及び(7)号に掲げる場所を指定地として交通できる者は、(6)及び(7)号に掲げる各々の会社、船舶代理店、通関業者の各従業員(従業員には(6)及び(7)号に掲げる各々の会社に登録された荷役下請従業員を含む。)及び乗組員とし、桟橋における交通は接岸船舶と直接行う場合に限る。

4 新造船及び修理船に対する船用品、携帯品及び船舶修理資材の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
長崎三重式見港	(1) 三菱重工業株式会社長崎造船所 水ノ浦浮桟橋 (2) 三菱重工業株式会社長崎造船所 第3ドック横浮桟橋 (3) 三菱重工業株式会社長崎造船所 東遠見崎浮桟橋 (4) 三菱重工業株式会社長崎造船所 水ノ浦岸壁北東端から233m (5) 三菱重工業株式会社長崎造船所 飽ノ浦岸壁大日川橋から北西端へ253m (6) 三菱重工業株式会社長崎造船所 向島岸壁南東端から北西端へ212m (7) 三菱重工業株式会社長崎造船所 八軒屋岸壁モノレールから北東端へ196m	長崎市飽ノ浦町1番1号 " " " " " " " " " " " "	ただし、携帯品の積卸は、接岸船舶及び入渠船舶と直接行う場合に限る。

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
長崎三重式見港	(8) 三菱重工業株式会社長崎造船所 第3ドック右側 227m	長崎市飽ノ浦町1番1号	
	(9) 三菱重工業株式会社長崎造船所 遠見崎岸壁の南西端から北東端へ 178m 及び同岸壁の北東端から西南端へ 148m	"	
	(10) 三菱重工業株式会社長崎造船所 第2ドック両側南東端から各 375m	"	
	(11) 三菱重工業株式会社長崎造船所 立神岸壁南東端から 255m	"	
	(12) 三菱重工業株式会社長崎造船所 香焼工場香焼東3号岸壁	長崎市香焼町180番地	
	(13) 三菱重工業株式会社長崎造船所 香焼工場修繕ドック両舷 400m	"	
	(14) 三菱重工業株式会社長崎造船所 香焼工場蔭の尾桟橋	"	
	(15) 三菱重工業株式会社長崎造船所 香焼工場ドック両舷 435m	"	
	(16) 三菱重工業株式会社長崎造船所 香焼工場香焼東1号岸壁及び香焼東2号 岸壁	"	
	(17) 三菱重工業株式会社長崎造船所 香焼工場長浜桟橋	"	
	(18) 福岡造船所株式会社長崎工場儀装岸壁	長崎市深堀町1番4	

5 新造船及び修理船に対する船舶と陸地との交通場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
長崎三重式見港	(1) 三菱重工業株式会社長崎造船所 水ノ浦浮桟橋	長崎市飽ノ浦町1番1号	ただし、左の(1) から(17)号に掲 げる場所を指定地 として交通できる 者は、三菱重工業 株式会社長崎造船 所、船舶代理店、 通関業者の各従業 員（従業員には造 船所に登録された 造船下請従業員を 含む。）及び乗組員 とし、岸壁及びド ックにおける交通 は接岸船舶及び入 渠船舶と直接行う 場合に限る。
	(2) 三菱重工業株式会社長崎造船所 第3ドック横浮桟橋	"	
	(3) 三菱重工業株式会社長崎造船所 東遠見崎浮桟橋	"	
	(4) 三菱重工業株式会社長崎造船所 水ノ浦岸壁北東端から 233m	"	
	(5) 三菱重工業株式会社長崎造船所 飽ノ浦岸壁大日川橋から北西端へ 253m	"	
	(6) 三菱重工業株式会社長崎造船所 向島岸壁南東端から北西端へ 212m	"	

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
長崎三重式見港	(7) 三菱重工業株式会社長崎造船所 八軒屋岸壁モノレールから北東端へ 196m (8) 三菱重工業株式会社長崎造船所 第 3 ドック右側 227m (9) 三菱重工業株式会社長崎造船所 遠見崎岸壁の南西端から北東端へ 178m 及び同岸壁の北東端から西南端へ 148m (10) 三菱重工業株式会社長崎造船所 第 2 ドック両側南東端から各 375m (11) 三菱重工業株式会社長崎造船所 立神岸壁南東端から 255m (12) 三菱重工業株式会社長崎造船所 香焼工場香焼東 3 号岸壁 (13) 三菱重工業株式会社長崎造船所 香焼工場修繕ドック両舷 400m (14) 三菱重工業株式会社長崎造船所 香焼工場蔭の尾桟橋 (15) 三菱重工業株式会社長崎造船所 香焼工場ドック両舷 435m (16) 三菱重工業株式会社長崎造船所 香焼工場香焼東 1 号岸壁及び香焼東 2 号 岸壁 (17) 三菱重工業株式会社長崎造船所 香焼工場長浜桟橋	長崎市飽ノ浦町 1 番 1 号 " " " " " " " " " " " " " " " " 長崎市香焼町 180 番地 " " " " " " " " 長崎市深堀町 1 番 4	ただし、左の (18) 号に掲げる 場所を指定地とし て交通できる者 は、福岡造船所株 式会社長崎工場、 船舶代理店、通関 業者の各従業員 (従業員には、造 船所に登録された 造船下請従業員を 含む。) 及び乗組員 とし、岸壁におけ る交通は接岸船舶 と直接行う場合に 限る。